## 税務広報物における広告事業実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、財政局税務部において作成する冊子、パンフレット、リーフレット、チラシ、封筒及びその他これらに類するもの(以下「税務広報物」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 税務広報物への広告掲載について、民間企業等との協働により市の新た な財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
  - (1) 広告媒体 次に規定する封筒等のうち広告掲載が可能なものをいう。
    - ア 市税の広報印刷物
    - イ 市税の納税通知書等送付用封筒
    - ウ その他広告媒体として活用できる資産で第5条に定めるもの
  - (2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。
  - (3) 税務総長等 財政局税務総長、税務部長、管理課長、課税課長並びに、 固定資産税担当課長をいう。

(広告の範囲)

第 4 条 大阪市広告掲載要綱第4条の規定に定めるところによる。

(広告媒体の種類等)

第 5 条 税務総長等は、自ら管理する広告媒体に広告掲載を行う場合にあって は、広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告料及び選定方法等を別 途定めるものとする。

(審査機関)

- 第 6 条 掲載する広告の可否を審査するため、財政局税務部広告掲載審査委員会 (以下「委員会」という。)を設ける。
- 2 委員会の委員長は税務総長を、委員は税務部長、管理課長、課税課長並びに、固定資産税担当課長をもって充てる。
- 3 委員会の会議は、掲載する広告の可否について疑義が生じた場合において、 委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。
- 4 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 5 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 委員長の決するところによる。
- 7 委員長は、広告掲載を行うそれぞれの広告媒体を所管する職員を委員会に出 席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 8 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政局税務部管理課において処理する。 (その他)

第8条この要領の実施に関し必要な事項は、財政局税務総長が定める。

## 附 則

この要領は、平成18年10月16日から施行する。

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。